



低濃度PCB等を含む粉塵の飛散する事案について

- ・ 今月6日、丸森町が発注する橋梁工事で、塗装を剥がす作業中、低濃度 PCB を含む塗装の粉塵の一部が現場周辺に飛散する事案が発生しました。
- ・ 飛散した粉塵はごく微量、現場等で採取した検体から PCB は不検出であったことから、橋梁周辺・下流域に居住する方々の健康や、環境等に影響をおよぼす可能性は低いとみられます。
- ・ 関係する皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。このことを重く受け止め、安全管理の徹底とともに、再発防止に努めて参ります。

【概要】 令和8年4月6日正午頃、町内大内地区の橋梁修繕工事で、橋梁補修工（橋梁塗装工）の素地調整（循環式ブラスト工法）にて、古い塗装を剥がす作業中、ブラスト養生シートの隙間から PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む粉塵の一部が飛散する事案が発生しました。当日は発生直後に工事を中断し、宮城県・国土交通省など関係する機関に報告を行いました。

〈工事内容〉 7橋修第2号 大内不動線（裏川橋）橋梁修繕工事 丸森町大内字西畑 地内
裏川橋 橋長 L=24.48m 幅員 W=5.5m 排水施設工、支承防錆工、橋梁塗装工

【影響】 塗装に含まれる PCB は低濃度 PCB に分類されています。環境省が定める基準値下限 0.5mg/kg に対して、現場の橋梁の塗料の PCB 含有量は 0.53mg/kg であったことや、現場で漏出した粉塵（ブラストと塗料）は、推定 0.02mg と試算されごく微量であること、さらには、現場周辺等で採取した水と土壌の検体から不検出であったことから、周辺および下流域に居住する方々の健康や、環境等に影響をおよぼす可能性は低いとみられます。

【原因】 作業を行う際、飛散防止のための養生措置が不十分であり、ブラストを吐き出す作業中に、板張り防護内の養生シートが剥がれ落ち、その隙間から粉塵が漏出したものと考えられます。

【今後の対応】 飛散防止のための養生措置が十分であることをしっかり確認し、併せて、循環式ブラスト工法に用いるブラストや集塵機等の機器が正常に作動することも確認し、漏出のおそれがなく安全性が確保された後に、工事を再開いたします。

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）：絶縁油等に使用された化学物質。慢性的な摂取により体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。現在は、製造・使用が禁止されています。

【この記事に関するお問い合わせ】

宮城県丸森町 建設課 公共土木班 担当：八島

TEL：0224-72-3031（内線：235） Fax：0224-72-3042

E-mail：kensetsu@town.marumori.miyagi.jp HP：<http://www.town.marumori.miyagi.jp/>